4　会社の解散
⑴　更生会社は、平成22年７月末日をもって解散する。
⑵　清算人の選任
更生会社の清算人に下記の者を選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の選任、変更又は補充をすることができる。
記
氏名　中井　康之
住所　奈良県生駒市北大和１丁目17番地14
⑶　清算人の任期
清算人の任期は、清算の結了までとする。
第８　株主の権利の変更
更生計画認可決定の時に、株主は、議決権を除き、配当請求権、残余財産分配請求権、その他会社法上の株主の権利を一切失う。
（別表１の１ないし７添付省略）
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１６４号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎1111番地１
再生債務者　淵岡　泰弘
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２号
埼玉県川口市西川口２丁目16番23―305号　カーサグラン西川口
再生債務者　佐藤　光勇
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３６号
さいたま市緑区芝原１丁目16番地12
再生債務者　山崎　三男
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３８号
埼玉県加須市杓子木362番地３
再生債務者　原嶋　光夫
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４４号
横浜市青葉区荏田町430番地６　第２ビューハイツムカイ202号
再生債務者　館川　良彦
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第６４号
神奈川県大和市福田７丁目38番地５　ヒルヴェール桜ケ丘202号
再生債務者　佐藤　勝浩
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３号
宮城県大崎市鳴子温泉字関口65番地38
再生債務者　高橋　正利
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月21日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２２年（再イ）第４号
宮城県大崎市鳴子温泉字関口65番地38
再生債務者　高橋美和子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月21日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２２年（再イ）第７２号
神奈川県大和市福田７丁目32番地１　モア・ステージ桜ケ丘505号
再生債務者　髙津　達美
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第８３号
横浜市青葉区柿の木台５番地11　グランドパーシモンⅡ312
再生債務者　杉本　直樹
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第９４号
横浜市戸塚区平戸１丁目30番１―404号
再生債務者　大島　　明
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１１号
奈良県葛城市長尾267番地１　セカンドパレス203号
再生債務者　桐原　加奈
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第６号
宮城県大崎市鳴子温泉字原崎50番地
再生債務者　中鉢　　薫
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月10日から平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２２年（再イ）第７号
宮城県栗原市高清水台町52番地
再生債務者　佐藤　裕一
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月10日から平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２１年（再イ）第４４０号
横浜市港北区日吉７丁目17番６号　203
再生債務者　水落　竜一
１　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月10日から平成22年５月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３９号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の２駒寄２―305
再生債務者　奈須　裕治
１　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月10日から平成22年５月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部